

○総務省令第二十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十七日

総務大臣 鳩山 邦夫

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の三第4の様式の1の欄中「 無線機

<input type="checkbox"/> 1.9M	A1A
-------------------------------	-----

を

<input type="checkbox"/> 1.9M	<input type="checkbox"/> A1A	<input type="checkbox"/> 3MA	<input type="checkbox"/> 4MA
-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

に改め、同

様式の注2(2)を次のように改める。

(2) 1の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により該当するに~~✓~~印を付けること。

別表第二号の三第4の注2(14)を次のように改める。

(14) 15の欄の記載は、次によること。

ア 免許の申請の場合

(ア) 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

(イ) 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。

イ 呼出符号の指定の変更の申請の場合

現に指定されている呼出符号を記載すること。

ウ 遠隔操作を行う場合

遠隔操作を行うこと及びその方法（専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。）を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。

(ア) 電波の発射の停止を確認することができるもの

(イ) 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができる

ないよう措置しているものであることを確認することができるもの

(ウ) インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するため具体的な措置がなされていることを確認することができるもの

エ 無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

オ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

カ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。